

丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び 第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

丸亀市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
第2章 障がい者等を取り巻く状況	5
1 総人口の推移	5
2 障がい者等の状況	6
3 アンケート調査結果（抜粋）	11
第3章 成果目標の設定	27
1 成果目標の設定	27
第4章 障がい福祉サービス等の見込み量	36
1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量	36
2 地域生活支援事業等の見込み量	44
第5章 計画の推進体制	54
1 市民・事業者・地域等との連携	54
2 個々の障がい特性に応じた相談支援体制の実施	54
3 計画の達成状況の点検及び評価	54
関連資料	55
1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿	55
2 計画策定経過	56
3 用語説明	57

※「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては原則、「がい」をひらがな表記とします。ただし、国の法律や制度等の固有名詞については障害の漢字表記としています。

※本文中に*印のついた用語については、巻末の資料編に用語説明があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨



国では、平成18年に国連総会で採択された「*障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准に向けて、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者自立支援法からの改称、以下、「*障害者総合支援法」という。）の一部改正、平成25年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も「*障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

また、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“*合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報*アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することなどが規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が制定され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置について定められました。

一方、丸亀市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「第3次障がい者基本計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。この度、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の指針」という。）に即して、「第3次障がい者基本計画」と調和を保つとともに、これまでの本市の取組や障がい者のニーズを踏まえた見直しを行い、令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ



(1) 法的根拠

「障がい福祉計画」は、「*障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に規定された、成果目標や障がい福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障害福祉計画」です。

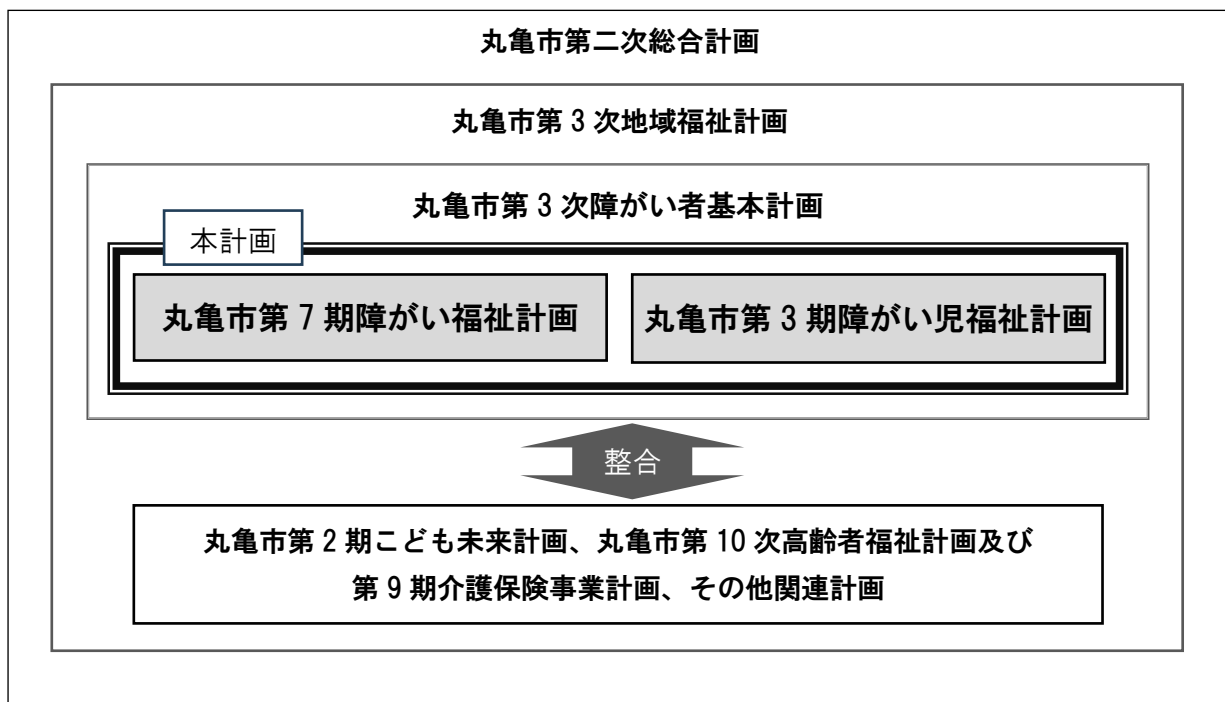
「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に規定された、成果目標や障がい児福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障害児福祉計画」です。

本計画は、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を一体として策定しています。

(2) 障がい者基本計画及びその他関連計画との関係

本市では、*障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、「第 3 次障がい者基本計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）を策定しています（次ページ参照）。

「障がい者基本計画」は、本市が推進すべき基本的な障がい者施策について定めたものであるのに対し、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等について、年度ごとのサービス種類別の見込み量等を定め、円滑な実施を確保するための計画となっています。



＜第3次障がい者基本計画の考え方＞

「第3次障がい者基本計画」では「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げ、地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちの実現をめざすことを定めています。

また、障がい福祉施策を進めていくうえで、「*ノーマライゼーションと*ソーシャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」、「障がい福祉の推進とSDGsの推進」を視点に、9つの基本目標を掲げて施策を展開することとしています。

本計画においてもこの基本理念及び障がい福祉施策を進めていくうえでの視点を共有し、障がいのある人の暮らしを支援します。



注：17のゴールのうち、特にかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

3 計画期間



本計画は、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	第3次計画						第4次計画		
障がい 福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			
障がい児 福祉計画	第2期計画		第3期計画			第4期計画			

本計画

第2章 障がい者等を取り巻く状況

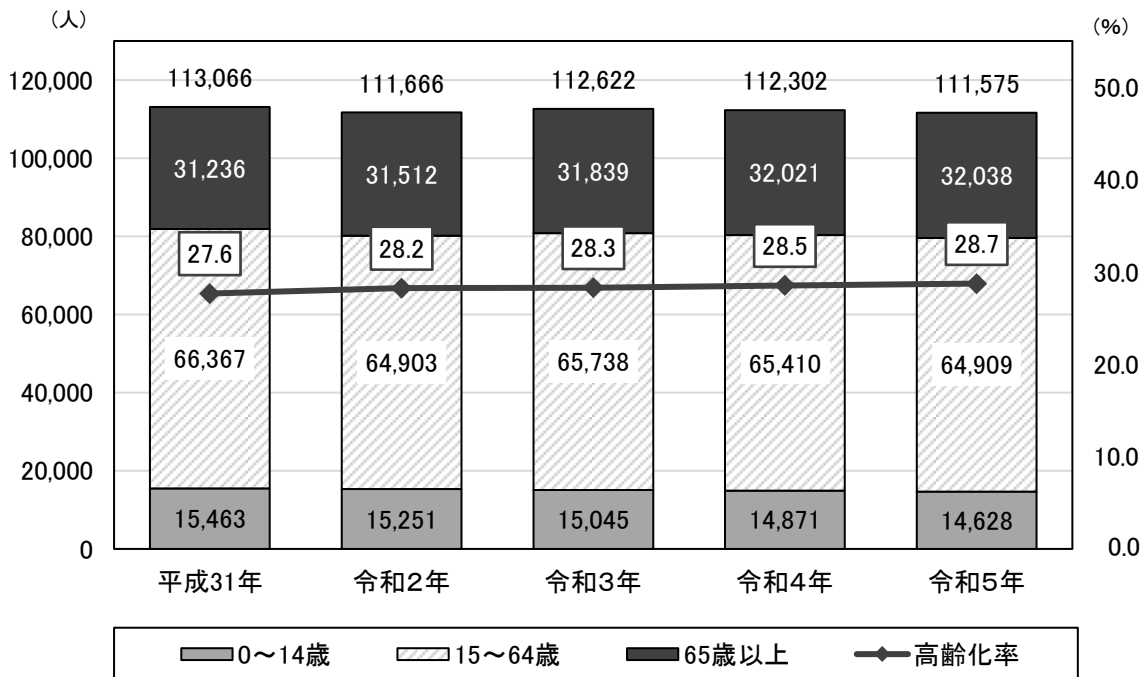
1 総人口の推移



本市の総人口は、令和3年を除き、年々減少しながら推移しており、令和5年は111,575人となっています。

年齢3区分別で見ると、「0～14歳」は減少、「15～64歳」は令和3年を除き減少していますが、「65歳以上」人口は増加で推移しており、高齢化率は上昇しています。

[年齢3区分別人口と高齢化率の推移（各年1月1日現在）]



資料：総務省「住民基本台帳」

2 障がい者等の状況

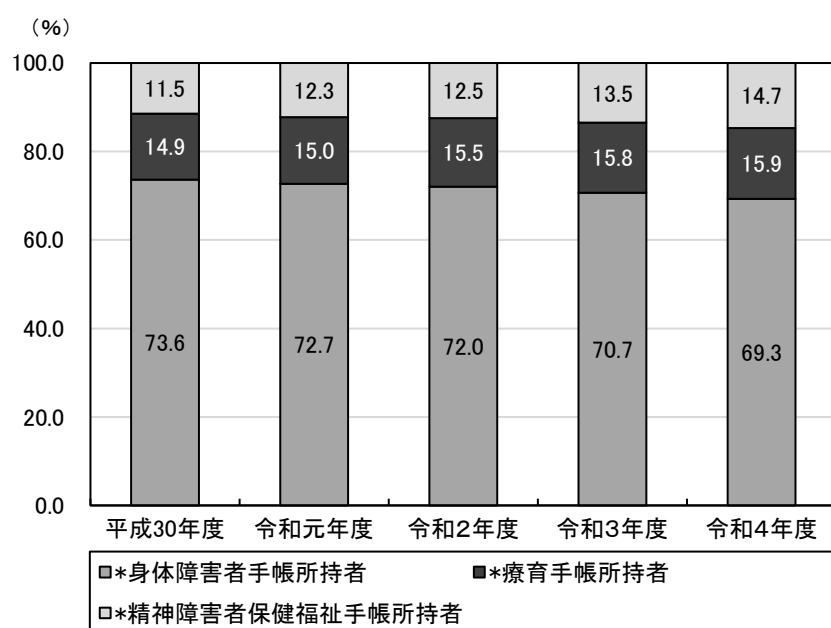
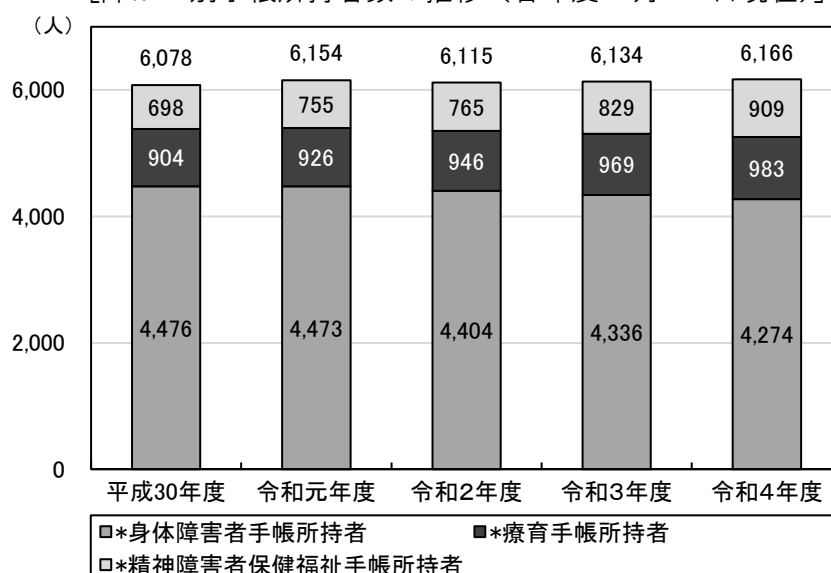


(1) 障害者手帳所持者について

平成30年度から令和4年度までの「障害者手帳所持者数」をみると、総数では6,000人余りで推移しています。手帳別の所持者割合は、5年間の平均では、「*身体障害者手帳所持者」約72%、「*療育手帳所持者」約15%、「*精神障害者保健福祉手帳所持者」約13%となっています。

各年度間の増減をみると、全体として「*身体障害者手帳所持者」は減少傾向にあり、「*療育手帳所持者」と「*精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。

[障がい別手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）]



資料：丸亀市福祉課

※上記の人数には、重複して手帳を持たれている方も含まれています。

(2) *身体障害者手帳所持者について

*身体障害者手帳所持者は、各年度とも「65歳以上」が最も多く、全体の7割以上を占めています。障がいの程度別人数を比較すると「1級」及び「4級」所持者が多くなっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。

[*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	65	68	73	66	65
18～64歳	1,144	1,127	1,093	1,089	1,068
65歳以上	3,267	3,278	3,238	3,181	3,141
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの程度別：*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,385	1,394	1,384	1,376	1,356
2級	625	608	586	570	565
3級	695	702	694	681	672
4級	1,180	1,167	1,153	1,141	1,112
5級	230	229	228	219	217
6級	361	373	359	349	352
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの種類別：*身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	301	299	303	300	303
聴覚・平衡機能障がい	496	504	482	470	473
音声・言語障がい	59	61	55	54	55
肢体不自由	2,219	2,183	2,143	2,088	2,033
内部障がい	1,401	1,426	1,421	1,424	1,410
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」

(3) *療育手帳所持者について

*療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。各年度とも「18～64歳」が最も多く、全体の約7割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると「軽度B」の所持者が最も多くなっています。

[*療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	217	220	219	228	223
18～64歳	608	626	641	651	674
65歳以上	79	80	86	90	86
合計	904	926	946	969	983

[障がいの程度別：*療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度 ㉠	180	172	177	176	175
重度A	183	188	190	190	184
中度 ㉢	238	241	241	247	252
軽度B	303	325	338	356	372
合計	904	926	946	969	983

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」

(4) *精神障害者保健福祉手帳所持者について

*精神障害者保健福祉手帳所持者は、すべての年代において増加傾向にあります。各年度とも「18～64歳」が最も多く、全体の約8割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると「2級」所持者が最も多く、次いで「3級」所持者となっています。

[*精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	14	14	17	25	36
18～64歳	548	600	605	650	713
65歳以上	136	141	143	154	160
合計	698	755	765	829	909

[障がいの程度別：*精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）]

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	35	37	36	40	47
2級	467	507	504	536	570
3級	196	211	225	253	292
合計	698	755	765	829	909

資料：香川県精神保健福祉センター

(5) *難病患者等について

指定*難病等医療受給者数は、増加しながら推移しています。

[*難病患者等の人数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
*難病等 医療受給者数	919	962	1,052	1,070	1,117

資料：香川県中讃保健福祉事務所

(6) *自立支援医療受給者について

*自立支援医療受給者は、「精神通院医療受給者」が最も多く、全体の約8割以上を占め、総数とともに年々増加傾向にあります。「更生医療受給者」と「育成医療受給者」は、微増微減を繰り返しながら推移しています。

[*自立支援医療受給者数の推移（各年度3月31日現在）] (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	350	276	273	294	290
育成医療	31	24	17	22	12
精神通院医療	1,446	1,532	1,732	1,709	1,713
合計	1,827	1,832	2,022	2,025	2,015

資料：丸亀市福祉課、香川県精神保健福祉センター

3 アンケート調査結果（抜粋）



（１）調査の概要

<調査対象者>

市内在住の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス等を受給している児童の中から無作為抽出した 2,200 人を対象に実施しました。

<調査方法>

郵送による配布と回収

<調査期間>

令和 5 年 8 月 14 日（月）～令和 5 年 8 月 31 日（木）

<回収状況>

調査票対象	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者（18 歳以上）	2,000 件	950 件	47.5%
障がい福祉サービス等を受給している者 （18 歳未満）	200 件	86 件	43.0%

<グラフの見方>

- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 所持手帳別の集計を行っている図表において、全体の n 数には一人で複数の手帳を所持している人や所持手帳を回答しなかった人が含まれているため、手帳別の n 数の合計と全体の n 数とは一致しません。
- ・ 文頭に■がついているものは、アンケート調査設問文となっています。

(2) 調査結果

① 回答者について

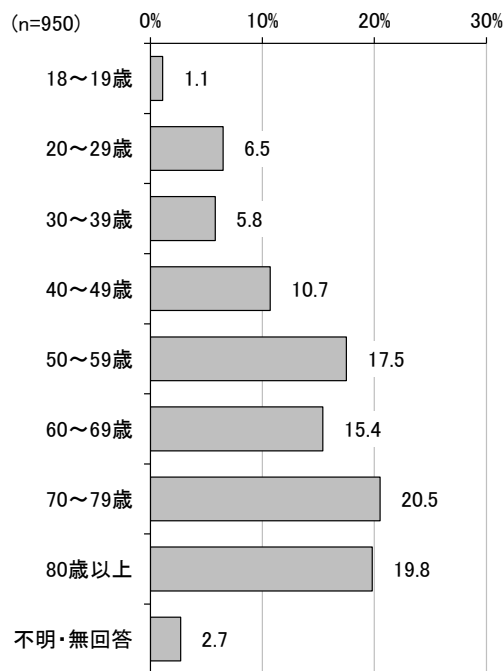
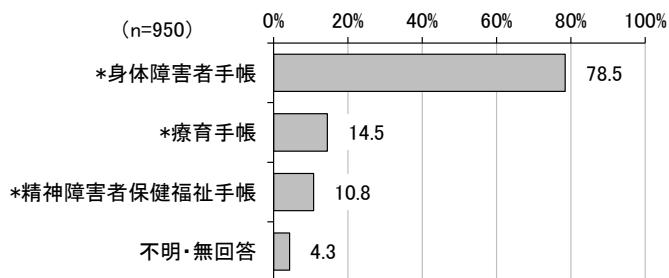
■あなたは障害者手帳をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

■あなたの年齢をお答えください。(令和5年8月1日現在)

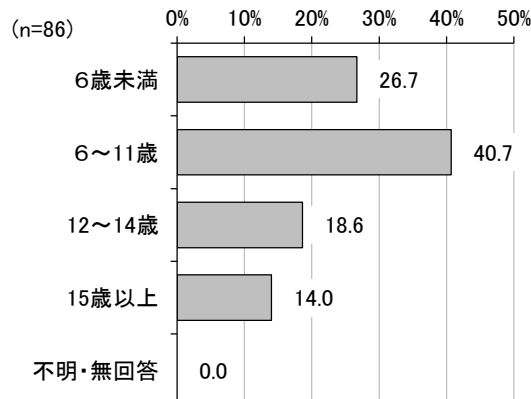
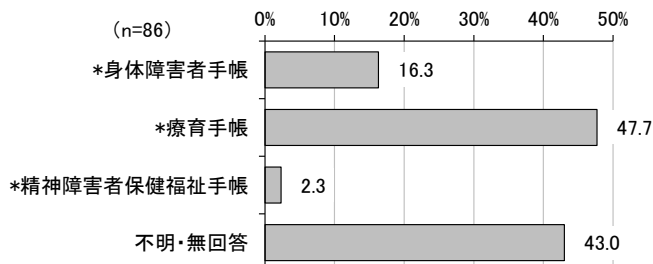
障害者手帳の所持状況についてみると、18歳以上では、「*身体障害者手帳」が78.5%と最も高く、次いで「*療育手帳」が14.5%、「*精神障害者保健福祉手帳」が10.8%となっています。18歳未満では、「*療育手帳」が47.7%と最も高く、次いで「*身体障害者手帳」が16.3%、「*精神障害者保健福祉手帳」が2.3%となっています。

年齢についてみると、18歳以上では、「70～79歳」が20.5%と最も高く、次いで「80歳以上」が19.8%、「50～59歳」が17.5%となっています。18歳未満では、「6～11歳」が40.7%と最も高く、次いで「6歳未満」が26.7%、「12～14歳」が18.6%となっています。

18歳以上



18歳未満



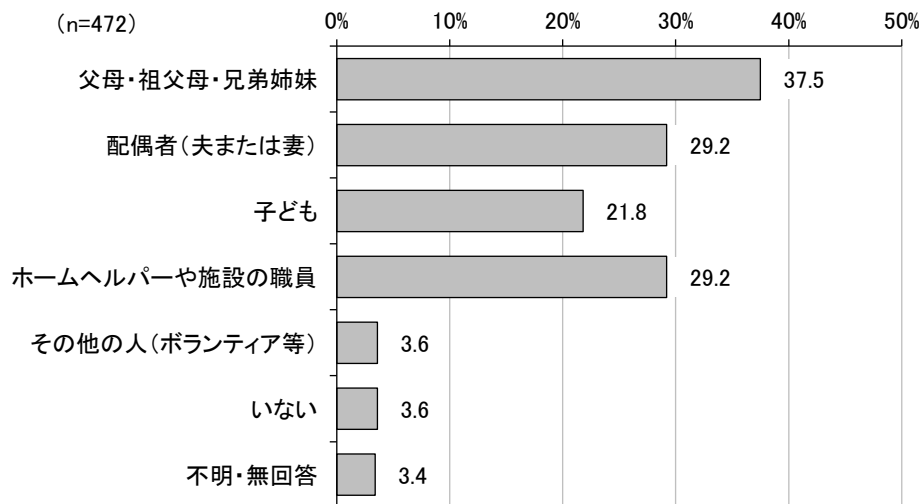
② 主な支援者について

■あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

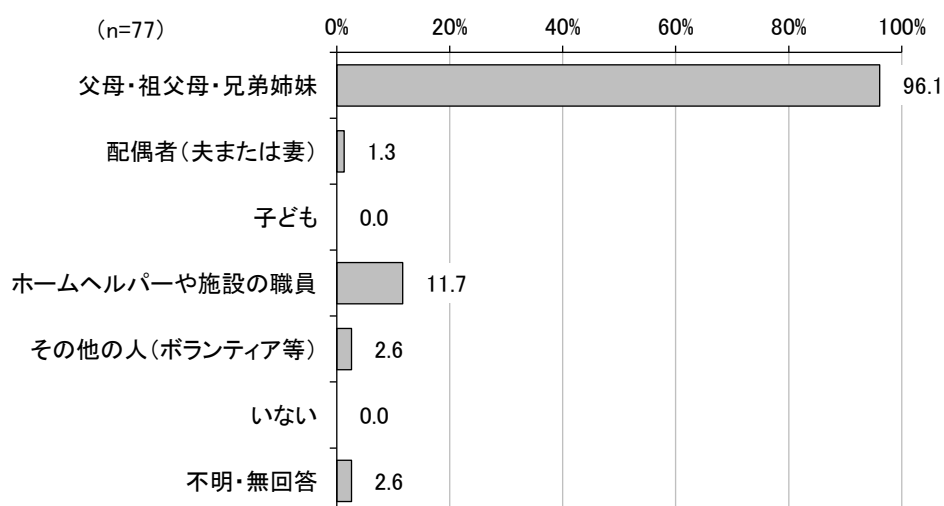
主な支援者についてみると、18歳以上では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.5%と最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」「ホームヘルパーや施設の職員」が29.2%、「子ども」が21.8%となっています。

18歳未満では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が96.1%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が11.7%となっています。

18歳以上※日常の生活で、介助が必要な方への設問



18歳未満※日常の生活で、介助が必要な方への設問



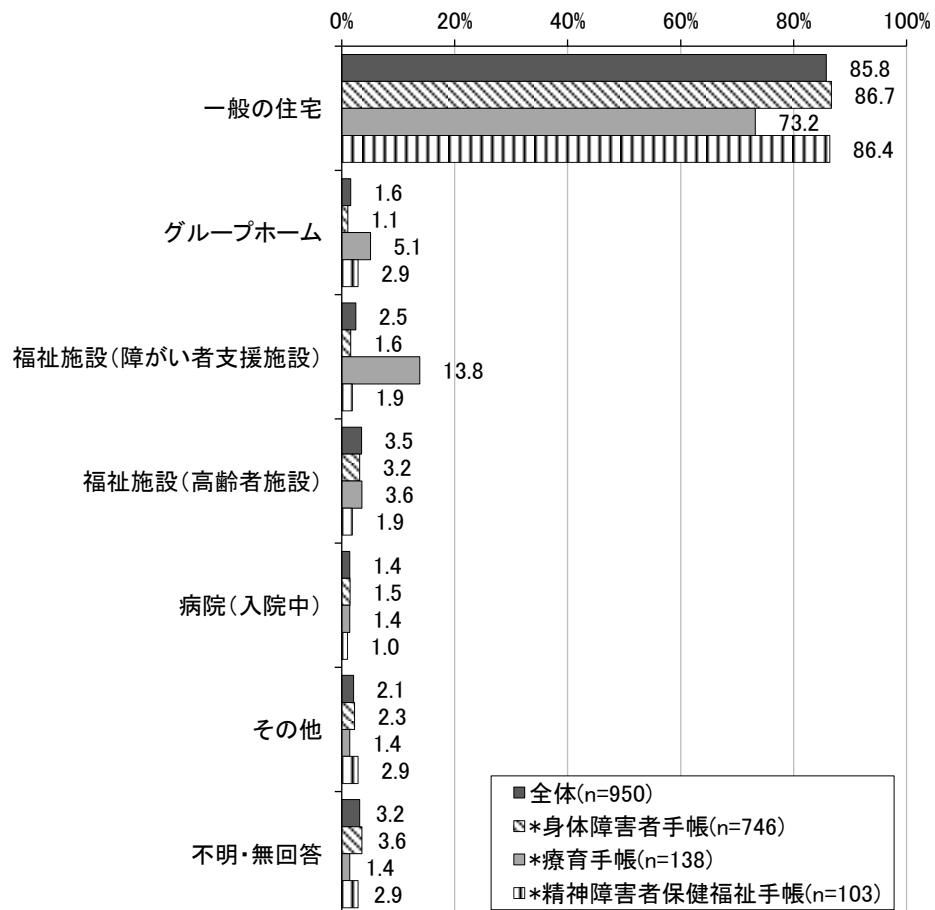
③ 住まいや暮らしについて

■あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在暮らしている場所についてみると、「一般の住宅」が85.8%と最も高く、次いで「福祉施設(高齢者施設)」が3.5%、「福祉施設(障がい者支援施設)」が2.5%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています。

18歳以上(手帳別)【現在、暮らしている場所】

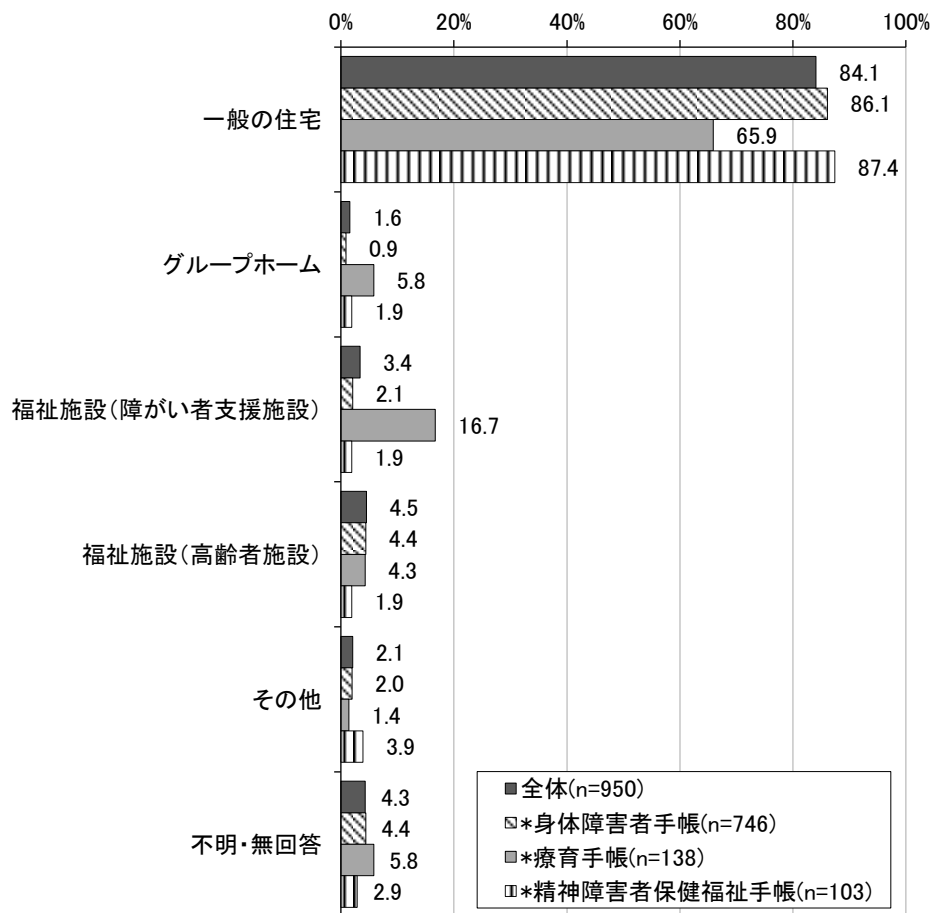


■あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

今後3年以内に暮らしたい場所についてみると、「一般の住宅」が84.1%と最も高く、次いで「福祉施設(高齢者施設)」が4.5%、「福祉施設(障がい者支援施設)」が3.4%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています。

18歳以上(手帳別)【今後3年以内に暮らしたい場所】



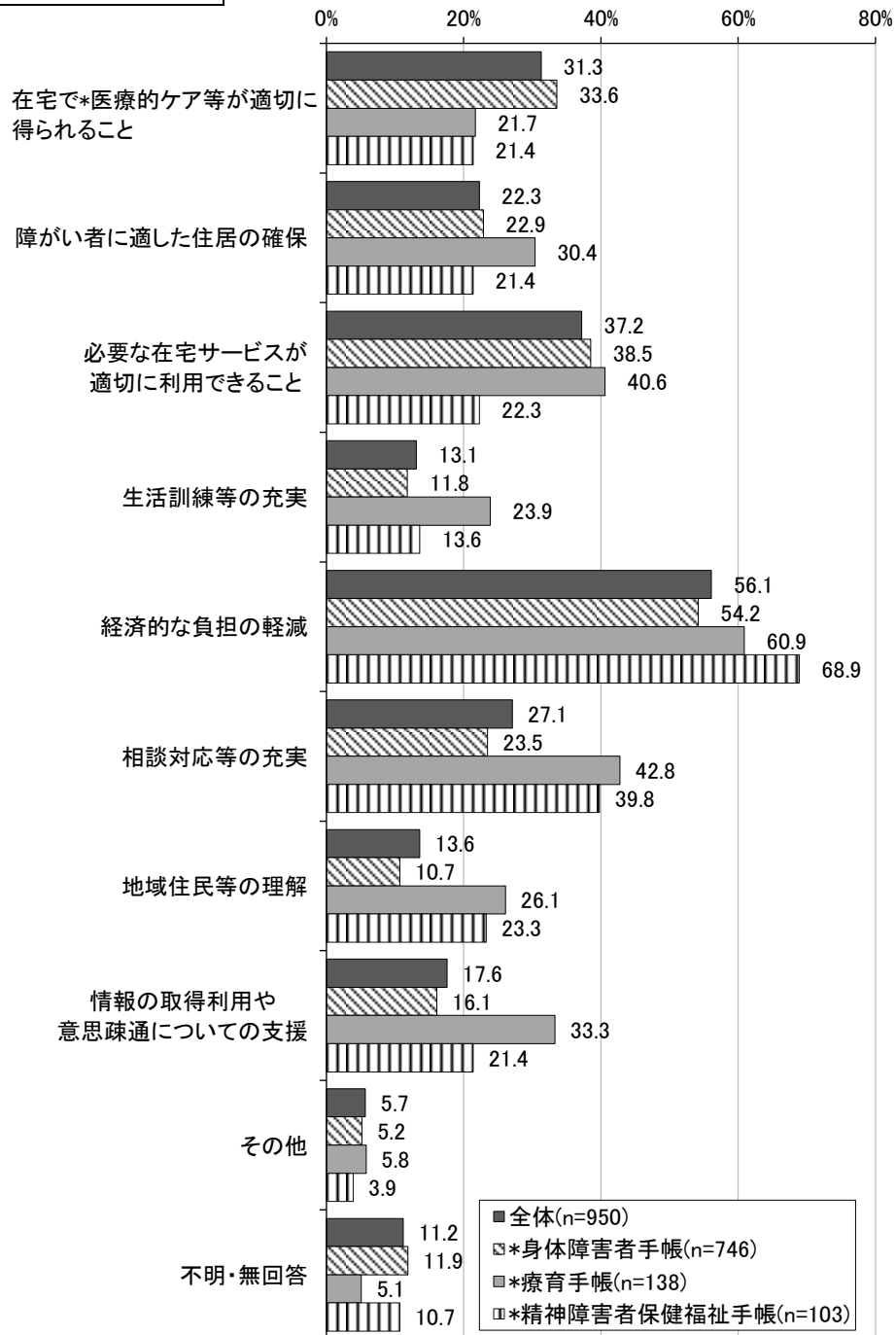
■希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

希望する暮らしを送るために必要な支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が56.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が37.2%、「在宅で*医療的ケア等が適切に得られること」が31.3%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）



④ 就労について

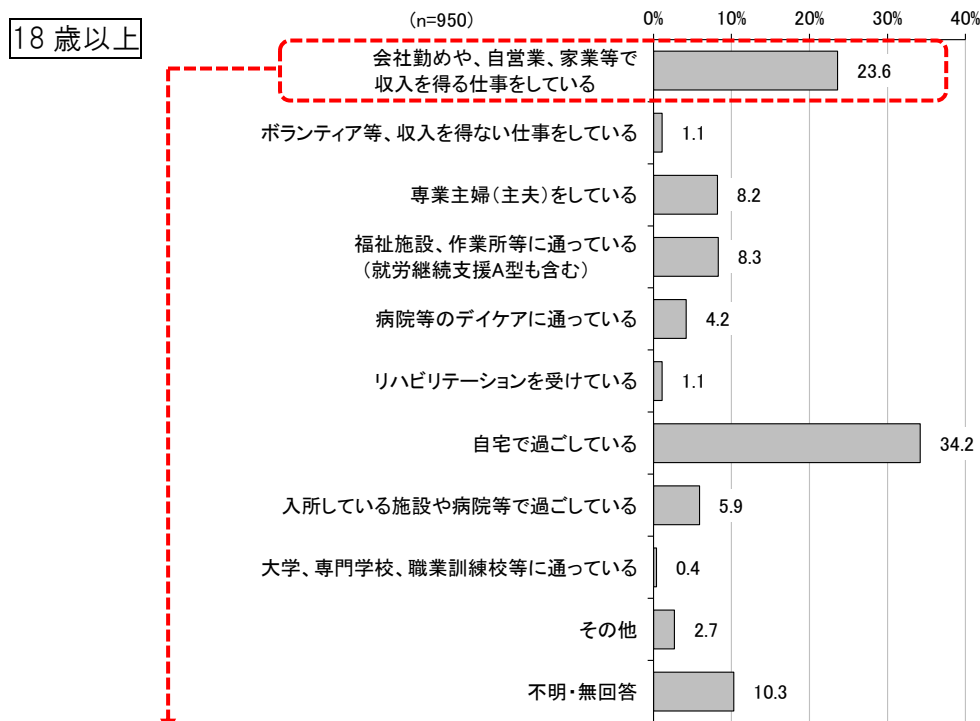
■あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

■どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

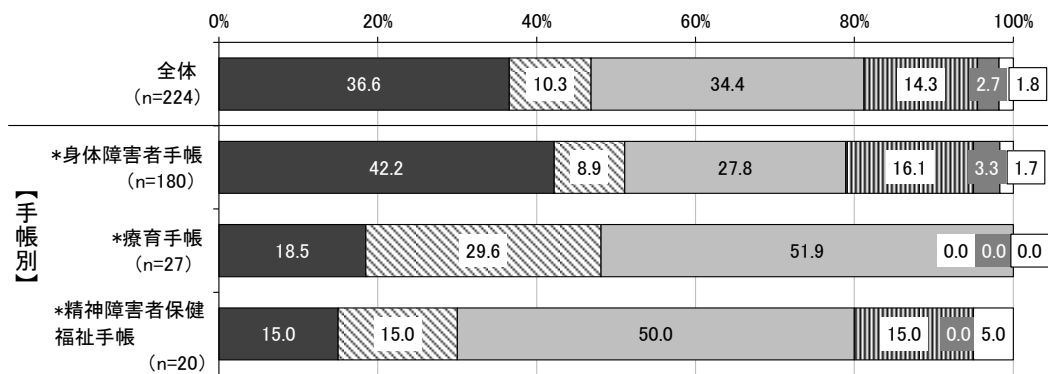
平日の日中の主な過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」が 34.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が 23.6%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援 A 型も含む)」が 8.3%となっています。

勤務形態についてみると、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 36.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 34.4%、「自営業、農林水産業等」が 14.3%となっています。

手帳別にみると、*療育手帳、*精神障害者保健福祉手帳では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が約半数となっています。



18歳以上(手帳別)【勤務形態】



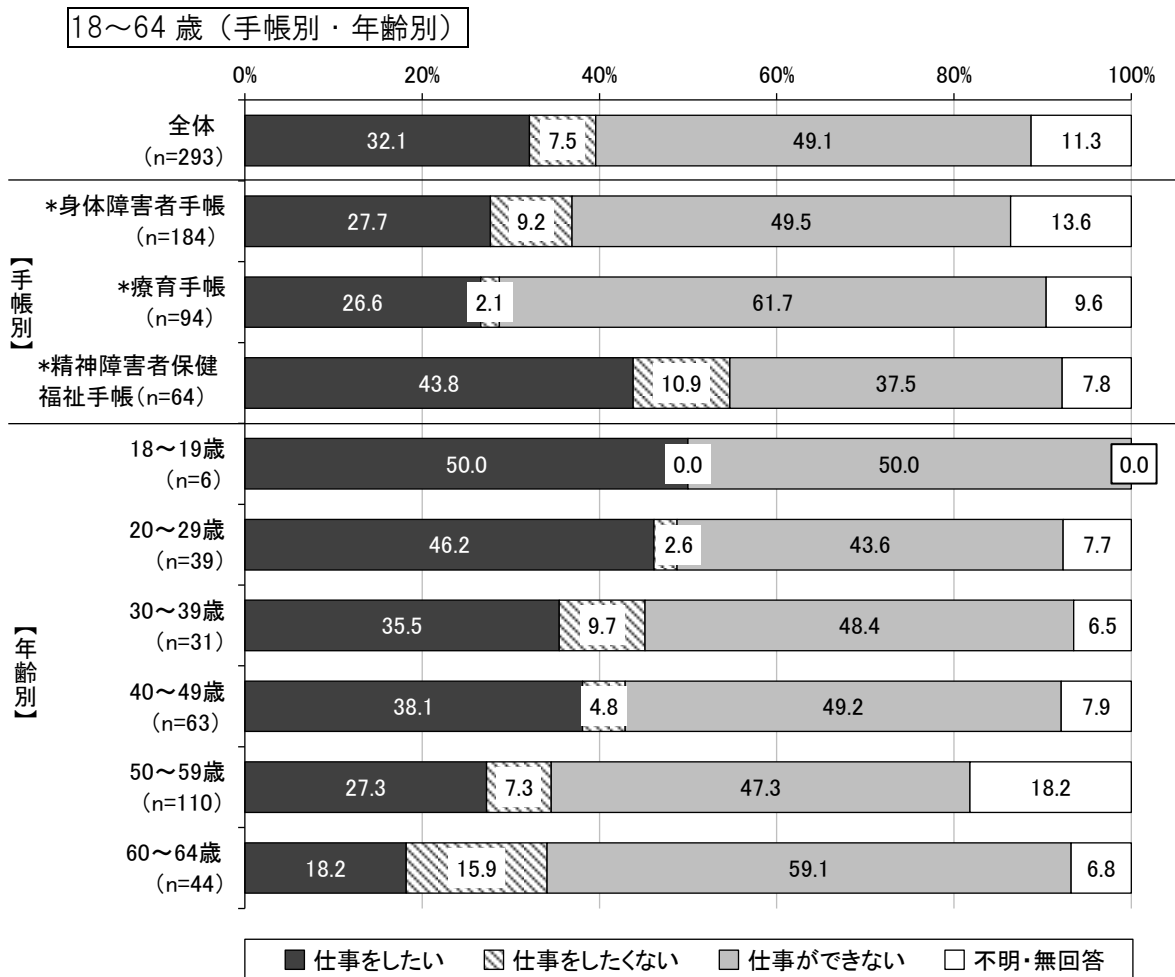
- 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
- ▨ 正職員で短時間勤務等の障がい者配慮がある
- ▤ パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
- ▧ 自営業、農林水産業等
- その他
- 不明・無回答

■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについてみると、「仕事ができない」が49.1%と最も高く、次いで「仕事をしたい」が32.1%、「仕事をしたくない」が7.5%となっています。

手帳別にみると、*精神障害者保健福祉手帳では「仕事をしたい」、その他の種別では「仕事ができない」が最も高くなっています。

年齢別にみると、20～29歳では「仕事をしたい」、その他の区分では「仕事ができない」が最も高くなっています。



【障がい者の就労支援で必要なこと】（複数回答）

項目	割合
1 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	40.0%
2 職場の障がい者理解	38.0%
3 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	33.8%
4 具合が悪くなった時に気軽に通院できること	31.6%
5 通勤手段の確保	28.5%

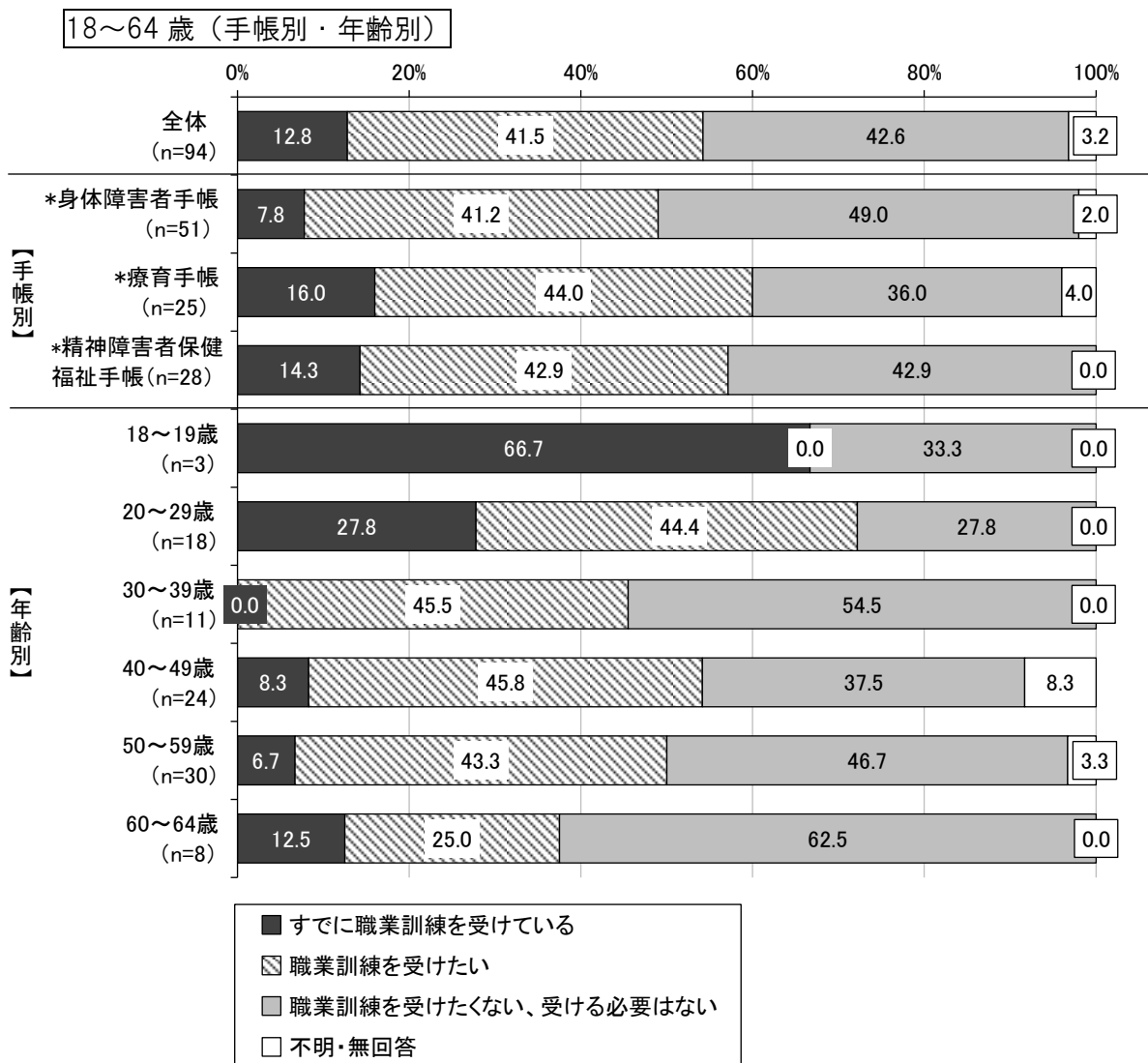
（「収入を得る仕事をしたい」と答えた方への設問）

■収入を得る仕事をするために、職業訓練等を受けたいと思いますか。（○は1つだけ）

職業訓練等を受けたいと思うかについてみると、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が42.6%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」が41.5%、「すでに職業訓練を受けている」が12.8%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」、*療育手帳では「職業訓練を受けたい」、*精神障害者保健福祉手帳では「職業訓練を受けたい」「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も高くなっています。

年齢別にみると、20～29歳・40～49歳では「職業訓練を受けたい」、その他の区分では「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も高くなっています。



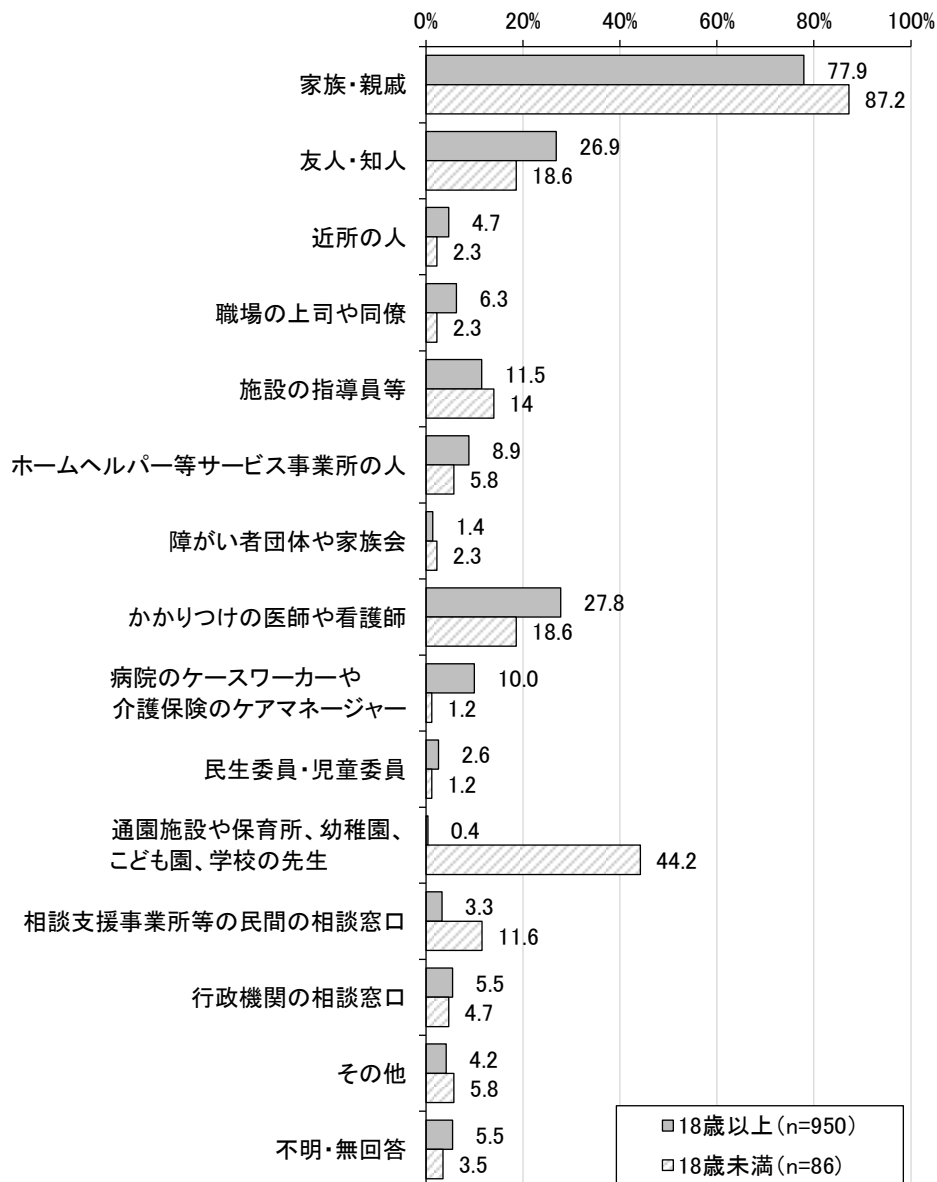
⑤ 相談相手について

■あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

悩みや困ったことの相談相手についてみると、18歳以上では、「家族・親戚」が77.9%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が27.8%、「友人・知人」が26.9%となっています。

18歳未満では、「家族・親戚」が87.2%と最も高く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、こども園、学校の先生」が44.2%、「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」が18.6%となっています。

上段：18歳以上、下段：18歳未満



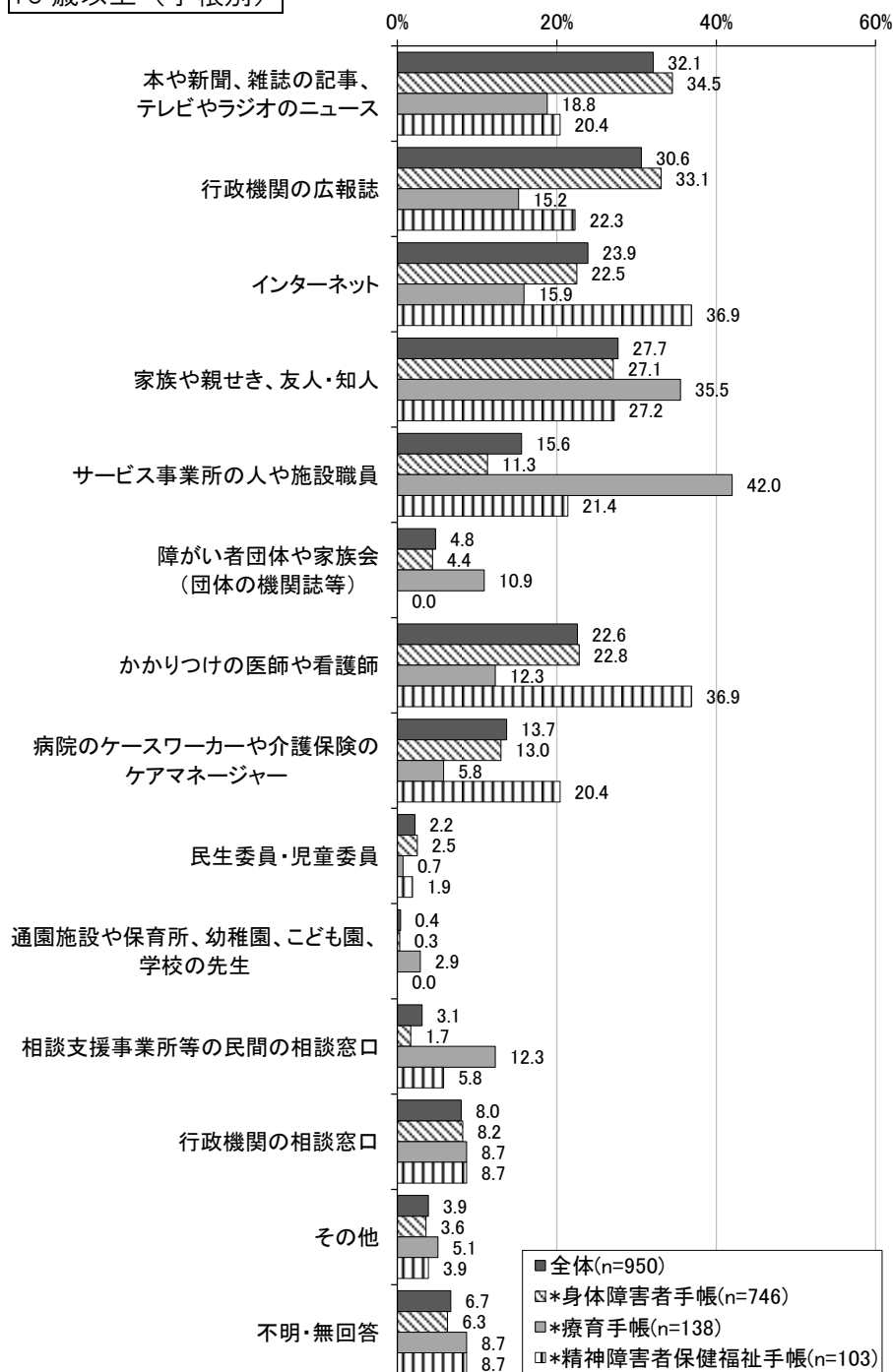
⑥ 福祉等に関する情報の取得について

■あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.1%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が30.6%、「家族や親せき、友人・知人」が27.7%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、*療育手帳では「サービス事業所の人や施設職員」、*精神障害者保健福祉手帳では「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。

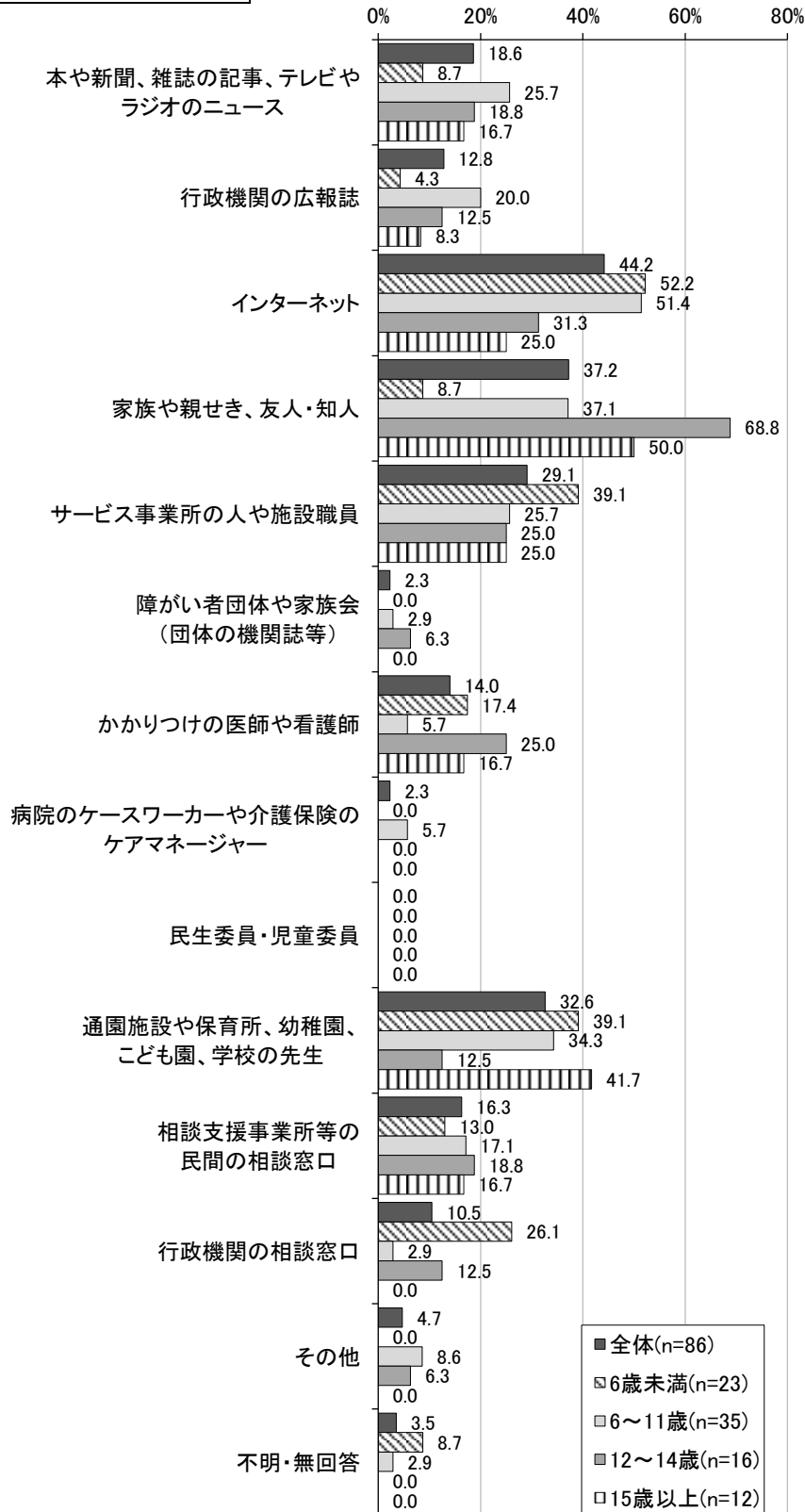
18歳以上(手帳別)



18歳未満では、「インターネット」が44.2%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が37.2%、「通園施設や保育所、幼稚園、こども園、学校の先生」が32.6%となっています。

年齢別にみると、11歳以下では「インターネット」、12歳以上では「家族や親せき、友人・知人」が最も高くなっています。

18歳未満（年齢別）



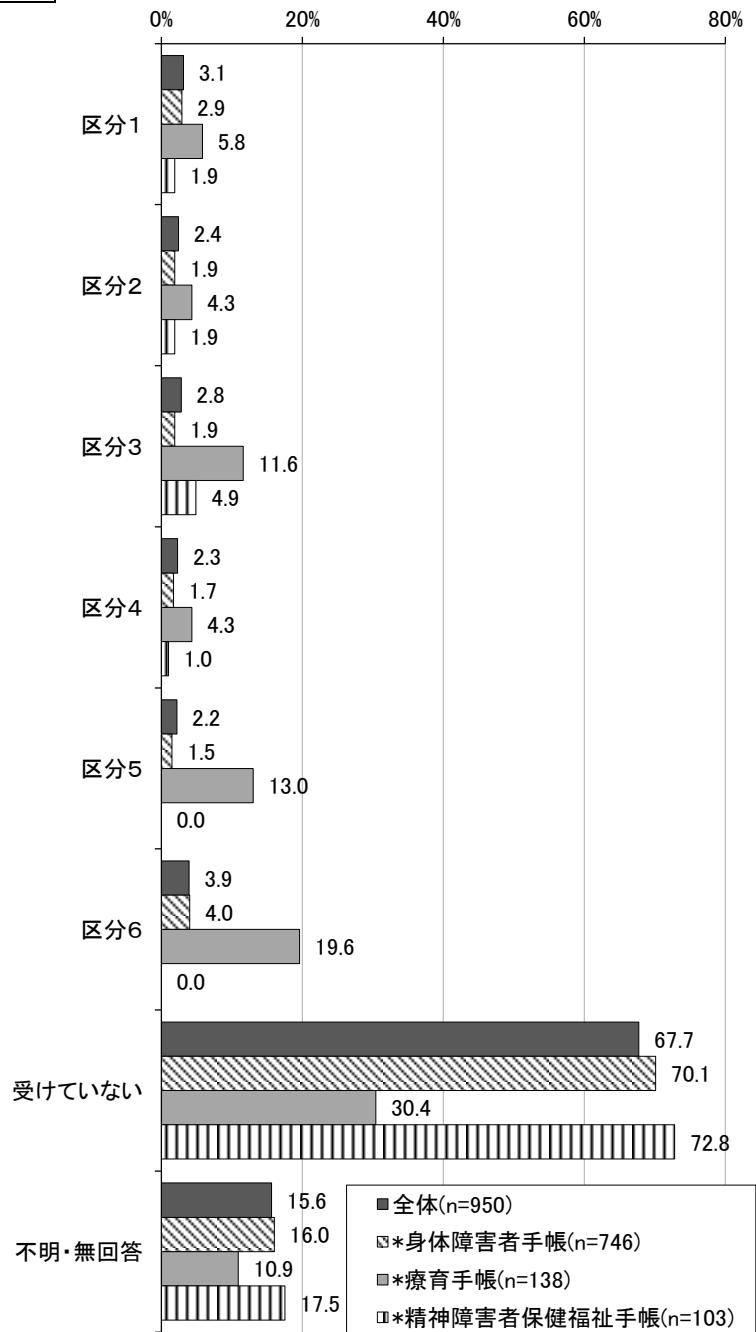
⑦ 福祉サービスの利用について

■あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

障害支援区分の認定についてみると、「受けていない」が67.7%と最も高く、次いで「区分6」が3.9%、「区分1」が3.1%となっています。

手帳別にみると、すべての種別で「受けていない」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）



■あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後（概ね3年以内）利用したいと
考えますか。（あてはまるものすべてに○）

現在利用しているサービスについて、18歳以上では、「計画相談支援」、「生活介護」、18歳未満では、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が上位となっています。

今後利用を希望するサービスについて、18歳以上では、「計画相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、18歳未満では、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が上位となっています。

18歳以上

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位10位まで）】（複数回答）

現在利用しているサービス			今後利用を希望するサービス		
		割合			割合
1	計画相談支援	14.5%	1	計画相談支援	15.2%
2	生活介護	7.7%	2	短期入所（ショートステイ）	10.1%
3	日常生活用具給付事業	6.8%	3	施設入所支援（※）	9.9%
4	居宅介護（ホームヘルプ）	5.2%		日常生活用具給付等事業	
	就労継続支援（A型、B型）		5	生活介護	9.8%
6	移動支援	4.8%	6	居宅介護（ホームヘルプ）	9.2%
7	短期入所（ショートステイ）	4.6%		移動支援	
8	施設入所支援	4.5%	8	共同生活援助（*グループホーム）	8.6%
9	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	4.1%	9	自立生活援助	8.2%
10	日中一時支援	3.6%		地域定着支援	

（※）【施設入所支援を希望する時期】（n=94）

「将来的な希望」70.2%、「1年以内の希望」10.6%、「3年以内の希望」4.3%

18歳未満

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位まで）】（複数回答）

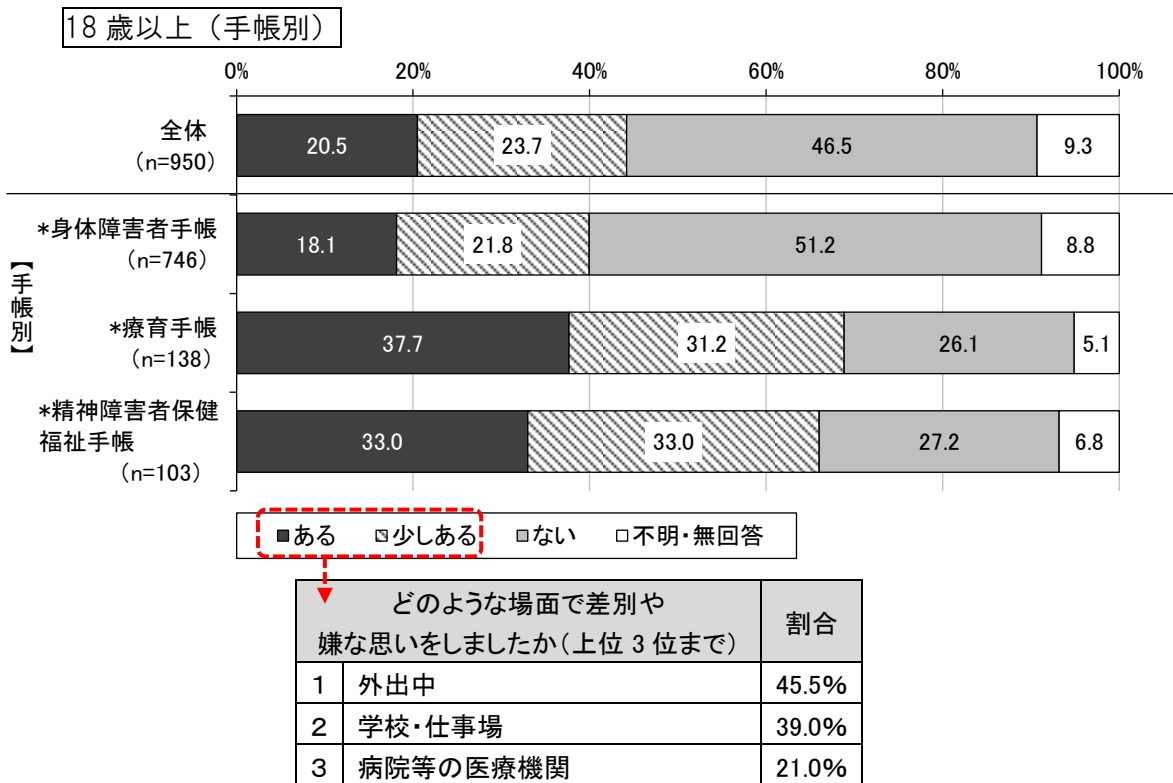
現在利用しているサービス			今後利用を希望するサービス		
		割合			割合
1	放課後等デイサービス	60.5%	1	放課後等デイサービス	53.5%
2	障害児相談支援	58.1%	2	障害児相談支援	46.5%
3	計画相談支援	44.2%	3	児童発達支援	39.5%
4	児童発達支援	39.6%	4	計画相談支援	38.4%
5	医療型児童発達支援	11.6%	5	地域定着支援	20.9%

⑧ *権利擁護について

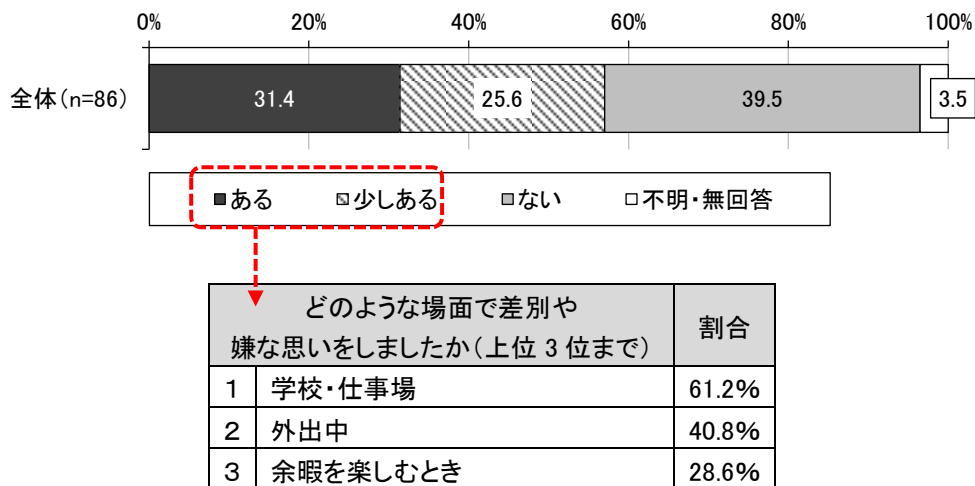
■あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
 (○は1つだけ)

障がいがあることによって差別や嫌な思いをすることがあるかについてみると、18歳以上では、「ない」が46.5%と最も高く、次いで「少しある」が23.7%、「ある」が20.5%となっています。

18歳未満では、「ない」が39.5%と最も高く、次いで「ある」が31.4%、「少しある」が25.6%となっています。



18歳未満



■ *成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

*成年後見制度の認知度についてみると、「名前も内容も知らない」が 30.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.4%、「名前も内容も知っている」が 27.8%となっています。

手帳別にみると、*身体障害者手帳では「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、*療育手帳では「名前も内容も知らない」、*精神障害者保健福祉手帳では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

18歳以上（手帳別）

